

岡山市成年後見制度利用助成金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利を擁護し、及び法的地位の安定を図るため、成年後見制度利用助成金（以下「助成金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 成年被後見人等 民法（明治29年法律第89号）第8条、第12条及び第16条に定める後見、保佐又は補助開始の審判を受けた者をいう。

(2) 成年後見人等 前号に規定する審判により選任された成年後見人、保佐人又は補助人をいう。

(受給資格者)

第3条 助成の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、成年被後見人等であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、成年被後見人等の配偶者又は4親等内の親族（以下「親族等」という。）が成年後見人等である者を除く。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、本市が保護を行っている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づき、本市が支援給付を行っている者

(3) 本市に住所を有し、次に掲げる基準をすべて満たす者

ア 成年被後見人等の属する世帯（生計を同一とする世帯をいう。以下同じ。）における年間の収入見込額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとにこれに50万円を加算した額以下であること。

イ 成年被後見人等の属する世帯における現金、預貯金その他の資産（日常生活の用に供している資産を除く）の合計額が、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとにこれに50万円を加算した額以下であること。

ウ 負担能力のある者に扶養されていないこと。

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市区町村の住所地特例対象者でないこと。

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市区町村が介護給付費等の支給決定又は同法第52条の規定に基づき、本市以外の市区町村が自立支援医療費の支給認定を行っていないこと。

カ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項又は第2項の規定に基づく本市

以外の市区町村の被措置者でないこと。

キ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定に基づく本市以外の市区町村の被措置者でないこと。

(4) 本市に住所を有しない者であって、前号アからウまでの基準をすべて満たし、かつ、次のいずれかに該当する者

ア 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者又は同法第52条の規定に基づき、本市が自立支援医療費の支給認定を行っている者

ウ 老人福祉法第11条第1項又は第2項の規定に基づく本市の被措置者

エ 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定に基づく本市の被措置者

(5) その他報酬について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、家庭裁判所における報酬の付与の審判において決定した成年後見人等への報酬に相当する額とする。ただし、在宅者（同一の月に在宅期間と施設等への入所期間が混在する者を含む。）にあっては月額28,000円を、施設等への入所者にあっては月額18,000円を上限とする。

2 前項の規定による助成金の額を算定する場合において、1月に満たない日数があるときは、日割計算により算出するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

3 本助成金以外に成年後見人等の報酬に対する助成金を受領する場合は、その額を本助成金から差し引くものとする。

(助成対象期間)

第5条 助成の対象となる期間は、次条第1項の申請書を市長に提出した日から起算して2年前の日が属する月までとする。ただし、特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、成年後見人等に対する報酬付与の審判を経た後、岡山市成年後見制度利用助成金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 成年後見人等に対する報酬付与の審判書の写し

(2) 家庭裁判所に提出した成年被後見人等に係る財産目録及び年間収支予定表の写し

(3) 第3条第3号から第5号までのいずれかに該当する者にあつては、預貯金通帳及び年金振込通知書の写し

(4) 現況報告書（様式第2号）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判があった日の翌日から起算して3か月以内に行わなければならない。ただし、成年被後見人等の死亡に伴う成年被後見人等の属する世帯における現金、預貯金その他の資産（日常生活の用に供している資産を除く。）の清算処理にあたり、当該期間内に申請ができない理由について市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

3 前項のただし書の場合において、当該清算処理に期間を要した理由を申請書備考欄に記載した上で、速やかに提出すること。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、要件を満たすと認めたときは、助成金の支給及び支給額を決定し、その旨を岡山市成年後見制度利用助成金支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の支給決定をした場合においては、申請書を助成金の請求とみなす。

(支給方法)

第8条 助成金は、成年後見等の開始の審判を受けた日の属する月以後の成年後見人等に対する報酬について支給する。

2 助成金は、成年後見人等が指定する口座（受給資格者名義の口座に限る。）に振り込む方式により支給するものとする。

(報告の義務)

第9条 受給資格者の成年後見人等は、次に掲げる場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 受給資格者が死亡したとき

(2) 受給資格者が第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき

(3) 受給資格者が住所を移転したとき

(4) 前条に規定する振込口座を変更するとき

(5) その他市長が必要と認める場合

(不正行為の禁止)

第10条 市長は、虚偽その他不正な行為があったときは、既に支給された助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(成年被後見人等死亡後の報酬助成)

第11条 受給資格者が死亡した場合において、その者に支払うべき助成金で、支給しなかったものがあるときは、その者の成年後見人等であった者は、第6条第1項の規定により申請することができる。この場合において、支給すべき助成金の額は、相続財産で不足する金額に限り助成する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 廃止前の、平成22年市告示第514号に基づく岡山市成年後見制度利用助成金支給申請については、この要綱に基づいて申請されたものとみなして、この要綱の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 市長以外の者が後見開始等の審判の請求をした成年被後見人等を受給資格者とする場合の助成金の額の算定に係る成年被後見人等の報酬は、この要綱の施行の日以降に報酬付与の審判を受けた報酬のうち、令和2年2月1日以降の職務に係る報酬により算定するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、第5条及び第6条第2項の規定は、令和4年10月1日以降の申請において適用する。

附 則

この要綱は、令和8年5月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

岡山市成年後見制度利用助成金支給申請書

年 月 日

岡山市長 様

岡山市成年後見制度利用助成金支給事業実施要綱の条項の適用を受けることについて同意したうえで、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、審査の際、受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者の資産及び収入状況等必要な情報を関係機関において調査することに同意します。

受給資格者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所	〒		
		電話番号()		
成年後見人等	氏名		申請者との関係	
	住所	〒		
		電話番号()		
助成申請額		円(※報酬付与の審判により決定した額)		
生活保護等受給の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
申請理由				
振込先口座	金融機関の名称		預金種別	1 普通 2 当座
	銀行	本店	口座番号	
	金庫	支店	フリガナ	
	組合	本所	口座名義人	
	農協	支所		
備考				

添付書類

- ①報酬付与の審判の決定通知書の写し
- ②家庭裁判所に提出した財産目録及び年間収支予定表の写し
- ③収入・資産等の分かる書類(生活保護等の受給無の場合)
- ④現況報告書
- ⑤その他市長が必要と認める書類

現況報告書

年 月 日

岡山市長 様

報告者 _____

受給資格者の現況について、次のとおり報告します。

1 受給資格者 氏名 _____

2 成年後見人等受任形態

単独受任

複数受任 報告者以外の成年後見人等の氏名 _____

3 成年後見人等と受給資格者の関係

成年後見人等は、受給資格者の

配偶者又は4親等内の親族でない。

4 受給資格者の現在の生活場所

施設等（入院含む） 名称 _____

在宅等（持ち家、借家など）

5 報酬助成対象期間と当該期間の施設・在宅の状況

報酬助成対象期間	年 月 日～	年 月 日	
施設・在宅の状況	年 月 日～	年 月 日	施設・在宅
	年 月 日～	年 月 日	施設・在宅
	年 月 日～	年 月 日	施設・在宅

6 本助成金以外の助成金の有無

本助成金以外に成年後見人等の報酬に対する助成

なし

あり 助成元 _____

助成金額 _____ 円

7 成年被後見人等の負債の状況（成年被後見人等が死亡の場合に記載）

なし

あり

※「あり」の場合、内容が分かる書類（家庭裁判所提出書類の写しでも可）を添付すること。

【以下、要綱第3条第1号又は第2号に該当する場合は記載不要】

8 受給資格者本人及び世帯員等の状況（世帯員が4人以上いる場合は別紙に記載）

区分	氏名	生年月日	受給資格者を扶養※	収入見込額
		受給資格者との関係	市民税	現金、預貯金、 その他資産
本人			有・無	万円/年
			課税・非課税	万円
世帯員 (世帯員とは、住民票によるものではなく、本人と生計を一にしている者とする。)			有・無	万円/年
			課税・非課税	万円
			有・無	万円/年
			課税・非課税	万円
			有・無	万円/年
			課税・非課税	万円
世帯員以外で受給資格者の扶養者			有	—
			課税・非課税	—

※「扶養」とは、税又は健康保険のいずれかにおいて、受給資格者を扶養していることをいう。
受給資格者を扶養し、市民税非課税の場合、非課税証明書（写し）を提出すること。

岡 第 号
年 月 日

様

岡山市長

岡山市成年後見制度利用助成金支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました岡山市成年後見制度利用助成金については、
以下のとおり決定しましたので通知します。

受給資格者氏名			
成年後見人等氏名			
申請年月日	年 月 日		
決定年月日	年 月 日		
助成の種類	成年後見人等報酬		
助成金支給の可否	可	助成額	
		助成期間	
	否	理由	
備考			